

立方メートル未満の設備	っては、6,000円)
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき44,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1件につき27,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1件につき21,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	1件につき16,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき13,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき11,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき7,400円(当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
(3) (略)	(略)
(略)	

(2) 完成検査等に係る手数料

立方メートル未満の設備	
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 13,000円
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 11,000円
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円
(3) (略)	(略)
(略)	

(2) 完成検査等に係る手数料

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けようとする者 (1) 法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。	第1号の表の1の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、 <u>液化石油ガス法</u> 第37条の3第1項の完成検査を受け、 <u>液化石油ガス法</u> 第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）
(2) (略)	(略)
(3) 法第20条第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。	第1号の表の2の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第14条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、 <u>液化石油ガス法</u> 第37条の3第1項の完成検査を受け、 <u>液化石油ガス法</u> 第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）
(4) (略)	(略)
(略)	
(3)・(4) (略)	

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けようとする者 (1) 法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。	第1号の表の1の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、 <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u> （昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、 <u>同法</u> 第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）
(2) (略)	(略)
(3) 法第20条第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。	第1号の表の2の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第14条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、 <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u> 第37条の3第1項の完成検査を受け、 <u>同法</u> 第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）
(4) (略)	(略)
(略)	
(3)・(4) (略)	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。